

耐震改修促進計画改定に向けた調査検討業務委託仕様書

1 目的・概要

平成28年3月に改定した「兵庫県耐震改修促進計画（以下「現行計画」という。）」の計画期間（平成28年度から令和7年度まで）が終了することから、その改定に資するため、県と協同してこれまでの施策やその成果の調査検討を行う。現行計画の事業化を通じて顕在化してきた課題及び社会経済情勢等の変化に的確に対処するため、見直しを行う。

2 業務委託の内容

(1) 今後の住宅・建築物耐震化施策検討のための各種調査及び基礎資料等の作成

ア 情報収集・整理・分析

以下の視点等を踏まえた、他都道府県等における住宅・建築物耐震化に関する先進的又は特徴的な取組・施策等の情報収集、分析、整理を行う。

(ア) 社会経済情勢の変化や本県の住宅・建築物の耐震化に係る現状及び課題

(イ) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）、他都道府県の耐震改修促進計画の内容

(ロ) 国及び他都道府県、県内市町等の住宅・建築物に係る耐震化施策等

イ アンケート調査

住宅耐震化に関する居住者、事業者、市町などの意識や課題等の把握に向けたアンケート調査の企画、実施（アンケートの印刷及び発送・返送費用（封筒代含む）は、受託者が負担）。

(2) 兵庫県耐震改修促進計画の改定に向けた検討支援

ア 検討会の運営支援

耐震改修促進計画の改定について議論を行う検討会に出席し、議事録の作成、委員意見の整理を行う。（年5回程度を予定。）

イ 改定計画案のビジュアル化

耐震改修促進計画の改定案のビジュアル化及び参考資料の整理・作成を行う。

3 成果品

実績報告書（電子データ及び1部簡易製本）

※ 各種調査・分析結果等を含む。

※ 電子データはPDF形式及びワード、エクセル等編集可能な形式とする。

4 留意事項等

(1) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行うとともに、発注者と定期的に打ち合わせを行うものとする。

(2) 本業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。

(3) 受託者は本業務を推進し、全体の責任を負う業務責任者を置き、業務全般の進行政管理や調整機能を一元化すること。

- (4) 業務責任者は、発注者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、発注者と緊密な連携、調整を図ること。
- (5) この仕様書に定めない事項及び疑義等が生じた場合は、協議の上決定する。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- (7) 本業務に必要な資料のうち、発注者の保持するものについては、これを貸与するものとし、受託者は作業の終了時又は発注者の請求があった場合には、これを速やかに返却するものとする。
- (8) 本業務の実施に当たっては、最高の技術をもって誠実に行わなければならない。
- (9) 受託者は、受託者の保持する資料の活用に最大限努めるものとする。
- (10) 受託者は、本業務に関する一切の秘密保持に努めるものとし、委託業務の処理に伴い発生した著作権その他の権利はすべて発注者に帰属するものとする。
- (11) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。
- (12) 本業務の履行期限は、令和8年3月24日とする。